

TEL 043-241-6121
 FAX 043-243-3430
 URL <https://www.osmk-ohb.co.jp>
 令和6年9月1日
 代表社員 石田 洋祐

パリオリンピックは日本の選手の活躍もあって盛り上がりました。個人的には 堀米選手の勝負強さに震えがきました。健闘を称えあうスポーツ本来の姿にも感動！！

プラットフォーム課税(令和6年度消費税改正)

スマホのアプリストアやオンラインサイトでアプリや電子書籍などデジタルコンテンツを国外の事業者から購入することは、日常的に行われている取引で、市場規模は2024年度で5兆円強とも予測されています。

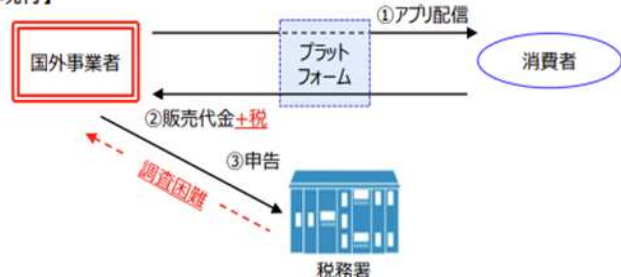
○デジタルコンテンツの消費税は

国外事業者が行うこのようなアプリ提供に係る消費税の納税義務者は本来、国外のアプリ運営業者ですが、国外の事業者の捕捉や税務調査は困難でした。

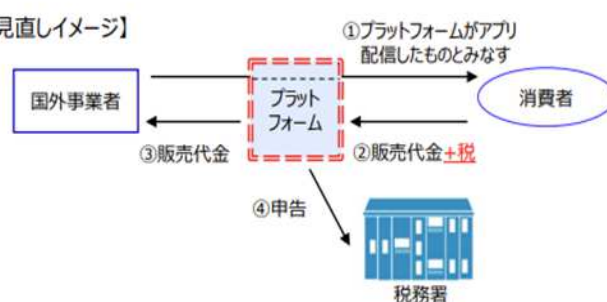
そこで令和7年4月1日以降、これらの取引のうち、デジタルプラットフォームを介して行う取引は、デジタルプラットフォーム事業者が行ったものと見なして、デジタルプラットフォーム事業者が納税義務を負うこととなりました。

<イメージ> アプリストアを通じてオンラインゲームを配信

【現行】



【見直しイメージ】



出典：財務省資料

○事業者への影響は

皆さんも業務上アプリの購入をすることがあると思います。国外事業者からインボイスを取得する事は困難でしたが、改正後はデジタルプラットフォーム事業者がインボイスの発行義務を負うことになるため、インボイスが取得しやすくなり、仕入税額控除が可能となります。